



インフルエンザを予防しましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

12〜3月頃はインフルエンザの流行期です。インフルエンザに「かからない」、周囲に「うつさない」ために、正しい知識と予防法を身に付けましょう。

インフルエンザにかかると、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が突然現れます。併せて普通の風邪と同じように、喉の痛み、鼻汁、咳などの症状も見られます。子どもはまれに急性脳症、高齢者や免疫力の低下している人は肺炎を伴うなど、重症になることがあります。

「咳エチケット」とは

- ・ や学校、職場は休む。
- ・ 安静にして、しっかりと睡眠を取る。
- ・ 水分補給を十分に取る。
- ・ 病気にかかった後の登校や出勤の目安は、医師の指示を受ける。
- ・ 感染拡大を防ぐために、咳エチケットを守る。

インフルエンザにかからないために

- ・ 人混みや繁華街への外出を控える。
- ・ 小まめな手洗いがいを習慣付け、マスクを着用する。
- ・ 室内では適度な湿度(50〜60%)を保ち換気を心掛ける。
- ・ バランスの取れた栄養、休養を十分取る。
- ・ 適度な運動と、小まめな水分補給を心掛ける。

インフルエンザにかかったら

- ・ 早めに医療機関を受診し、保育園

- ① 押さえる、背ける
咳・くしゃみをするときは、ティッシュや袖口などで口と鼻を押さえ、なるべく他の人から顔を背ける。
- ② すぐ捨てる
鼻汁・たんなどを含んだティッシュはすぐにビニール袋などに包みフタ付のゴミ箱に捨て、ウイルスが飛散しないよう気を付ける。
- ③ マスクを着ける
マスクは、隙間がないようにフィットさせて着用する。



2月3日(月)から証明書のコンビニ交付サービスが始まります

マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアなどで証明書などが取得できるようになります。

コンビニエンスストアなどで証明書を取得するには、マイナンバークード(顔写真・電子証明書付き)が必要になります。

発行できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書(事前に印鑑登録が必要)、所得証明書(本人分)、課税証明書(本人分)、戸籍全部事項証明・個人事項証明(戸籍謄本・抄本)、戸籍の附票
※ただし、15歳未満の人、成年被後見人、支援措置を受けている人は、コンビニ交付サービスを受けることができません。

利用できる時間

午前6時30分〜午後11時(12月29日〜1月3日の年末年始を除く)
※戸籍の証明書を取得できるのは、平日の午前8時30分〜午後5時15分です。

(菊陽町に本籍があり、町外に住所がある人は、事前にコンビニのマルチコピー機やインターネットで「利用登録申請」が必要です)
■ 交付手数料
住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票、所得証明書、課税証明書…300円

戸籍全部事項・個人事項証明(戸籍謄本、戸籍抄本)…450円
利用できるコンビニなど

セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン九州・マックスバリュ九州

※マルチコピー機などコンビニ交付に対応した機種を置いている店舗に限りです。

その他

証明書の内容は、各課へお問い合わせください。
・ 住民票・印鑑証明・戸籍(町民課) ☎(232)4914
・ 所得証明・課税証明(税務課) ☎(232)4911



顔写真・電子証明が付いたマイナンバークードでのみ交付できます。

20歳になった人には、国民年金加入のお知らせが届きます

国民年金は、世代と世代をつなぐ支え合いの制度です。日本国内に居住する20歳以上60歳未満の人は加入が義務付けられています。

20歳になった人には、誕生日からおおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金保険料納付書」などが郵送されます。「年金手帳」は、別送されます。

■ 注意事項

- ① 20歳の誕生日の前日以前から厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者には送付されません。
- ② 20歳の誕生日の前日以前に厚生年金や共済年金を喪失している人、遺族年金を受給している人に「年金手帳」は送付されません。
- ③ 厚生年金や共済年金に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者は、第3号被保険者の手続きが必要なため、第2号被保険者の勤務先へ連絡してください。第3号被保険者は、保険料を納付する必要はありません。
- ④ 第1号被保険者である自営業者、学生、無職の人は、20歳の誕生日の前日が含まれる月分から保険料の納

付が必要です。

■ 付加年金

毎月の保険料に加えて、月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて受け取ることができます。

付加金額は、「200円×付加保険料納付月数」で計算されます。付加保険料を納付するには、別途届出が必要です。

■ 国民年金保険料を払えないとき

経済的に納付が困難なときは、保険料の納付猶予・免除制度や学生納付特例制度があります。別途申請が必要です。

■ 問い合わせ

熊本西年金事務所 ☎(355)3261
町民課 年金係 ☎(232)4914

家畜動物の飼育届出のお願い

家畜の伝染病の発生を予防するため、①〜④の家畜を飼養する小規模所有者は年に1回の報告(内容は種類と頭羽数のみ)が必要です。2月1日時点の飼養家畜・家きんの種類と頭羽数を、町公式ホームページ(URL: <https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji0032270/index.html>)からダウンロードした定期報告書に記入し飼養場所の市町村へ提出(郵送、FAX可)をお願いします。

- ① 水牛・馬・ポニーを1頭以下
- ② 綿羊・やぎ・豚・ミニブタ・イノブタ・イノシシ・鹿を5頭以下
- ③ 鶏・あひる・アイガモ・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥を99羽以下
- ④ だちょうを9羽以下

■ 提出期限

2月28日(金)

■ 問い合わせ

城北家畜保健衛生所 ☎0968(46)2075



町公式ホームページ QRコード

誰かを思う 誰かを救う。はたちの献血「はたちの献血」キャンペーン

1月〜2月は「はたちの献血」キャンペーンの期間です。

献血者が減少しがちな冬期は、輸血用血液が不足しやすい季節です。このため、県では1月〜2月の2カ月間、成人式を迎える「はたち」の若者を中心に、広く県民の皆さんに対して献血を呼びかけています。特に若い人たちで、献血をしたことがない人は、ぜひ400mL献血・成分献血にご協力をお願いします。

みんなで、献血の輪を広げましょう。



■ 問い合わせ

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912